

墨田区療養資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第1条 この条例は、<u>高齢者</u>、心身障害者等が疾病又は負傷により療養を受ける場合に、当該療養に必要な資金（以下「資金」という。）を当該療養者の世帯に貸し付けることにより、その生活の安定を図り、もって区民福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>高齢者</u> 65歳以上の者をいう。 〔略〕 <u>資金</u> 療養費用のうちの次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア</u> 保険診療の一部負担金 <u>イ</u> 保険診療外とされている差額ベッド料 <u>ウ</u> 保険診療外とされている入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額</p> <p><u>療養者</u> 疾病又は負傷により療養を受ける<u>高齢者</u>、心身障害者又は区長が特に必要と認める者で、次に掲げる要件を備えるものをいう。</p> <p><u>ア</u> 墨田区に引き続き1年以上住所を有すること。 <u>イ</u> <u>公的な医療保険</u>に加入していること。</p> <p>（基金の設置） 第3条 この条例による<u>資金の貸付け</u>を円滑かつ効率的に行うため、墨田区療養資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（基金の額） 第4条 基金の額は、<u>7,000万円</u>とする。</p> <p>（貸付けの要件） 第5条 <u>資金の貸付け</u>を受けることができる者は、療養者の属する世帯の世帯主又はこれに準ずる者で、次に掲げる要件を備えて</p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、<u>老人</u>、心身障害者等が疾病又は負傷により療養を受ける場合に、当該療養に必要な資金（以下「資金」という。）を当該療養者の世帯に貸し付けることにより、その生活の安定を図り、もって区民福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>〔同左〕 第2条 〔同左〕</p> <p><u>老人</u> 65歳以上の者をいう。 〔略〕 〔同左〕</p> <p><u>イ</u> 〔同左〕 <u>ロ</u> 〔同左〕</p> <p><u>ハ</u> 保険診療外とされている入院時食事療養費に係る<u>標準負担額</u></p> <p><u>療養者</u> 疾病又は負傷により療養を受ける<u>老人</u>、心身障害者又は区長が特に必要と認める者で、<u>次の要件</u>を備えるものをいう。</p> <p><u>イ</u> 〔同左〕</p> <p><u>ロ</u> <u>医療保険</u>に加入していること。</p> <p>〔同左〕 第3条 この条例による<u>資金の貸付</u>を円滑かつ効率的に行うため、墨田区療養資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>〔同左〕 第4条 基金の額は、<u>1億2,000万円</u>とする。</p> <p>（<u>貸付の要件</u>） 第5条 <u>資金の貸付</u>を受けることができる者は、療養者の属する世帯の世帯主又はこれに準ずる者で、<u>次の各号</u>に掲げる要件を備</p>

いるものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、療養者本人とする。

〔略〕

公的な医療保険に加入していること。

〔略〕

高齢者又は心身障害者の療養に係る資金の貸付けを受ける場合にあつては当該療養者の、区長が特に必要と認める者の療養に係る資金の貸付けを受ける場合にあつては当該療養者の世帯成員の所得が墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額以下であること。

（債務保証）

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により債務の保証措置を講じなければならない。

保険者等から給付されることとなる資金で、区を通じて給付されるもの 当該給付金の受領権の委任

前号以外の資金 連帯保証人の選定

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する資金に係る債務の保証措置については、区長が特に必要と認める場合は、連帯保証人とすることができる。

（貸付けの限度額）

第7条 貸付けは、1世帯を単位とし、その額は、90万円を限度とする。

2 前項に規定する限度額には、前条第1項第1号に規定する資金（同条第2項の規定を適用したものを除く。）は含めない。

（借受けの申請）

第9条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（貸付けの決定）

第10条 区長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

（償還の方法）

第11条 貸付金（第6条第1項第1号に規定する資金に係る貸付金のうち、同号の規定により給付金の受領権の委任をしたもの

えているものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、療養者本人とする。

〔略〕

医療保険に加入していること。

〔略〕

老人又は心身障害者の療養に係る資金の貸付を受ける場合にあつては当該療養者の、区長が特に必要と認める者の療養に係る資金の貸付を受ける場合にあつては当該療養者の世帯成員の所得が墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額以下であること。

〔同左〕

第6条 資金の貸付を受けようとする者は、資金の区分に応じ、次の各号に定める方法により債務の保証措置を講じなければならない。

〔同左〕

前号以外の資金 連帯保証人

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する資金については、区長が特に必要と認める場合は、連帯保証人とすることができる。

（貸付の限度額）

第7条 貸付は、1世帯を単位とし、その額は、90万円を限度とする。

2 前項の限度額には、前条第1項第1号に規定する資金（同条第2項を適用したものを除く。）は含めない。

（借受の申請）

第9条 資金の貸付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（貸付の決定）

第10条 区長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、貸付の可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

〔同左〕

第11条 貸付金（第7条第2項に規定するものを除く。次項において同じ。）の償還は、据置期間経過後、均等月割償還とする。

を除く。次項において同じ。)の償還は、据置期間経過後、均等月割償還とする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

2 〔略〕

3 据置期間は、資金の貸付限度額内における最終の貸付日の属する月の翌月から3か月とする。

(一時償還)

第12条 区長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消すとともに、期限を付して貸付金の全部又は一部の一時償還を命ずることができる。

〔略〕

偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

・ 〔略〕

(違約金)

第13条 区長は、借受人が貸付金を、償還期限までに償還しないとき、又は前条の規定により一時償還を命ぜられた指定期限までに支払わないときは、当該償還日の翌日から償還当日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。ただし、災害その他区長が特別の理由があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

(報告義務)

第16条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を区長に報告しなければならない。

・ 〔略〕

(基金の過不足額の整理)

第17条 この条例の規定に基づく貸付けにより、基金に過不足額を生じたときは、その過不足額は一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

ただし、いつでも繰上償還することができる。

2 〔略〕

3 据置期間は、資金の貸付限度額内における最終の貸付日の属する月の翌月から3箇月とする。

〔同左〕

第12条 区長は、資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が、次の各号の二に該当するときは、貸付の決定を取り消すとともに、期限を付して貸付金の全部又は一部の一時償還を命ずることができる。

〔略〕

偽りその他不正な手段により貸付を受けたとき。

・ 〔略〕

〔同左〕

第13条 区長は、借受人が貸付金を、償還期限までに償還しないとき又は前条の規定により一時償還を命ぜられた指定期限までに支払わないときは、当該償還日の翌日から償還当日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。ただし、災害その他区長が特別の理由があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

〔同左〕

第16条 借受人が、次の各号の一に該当するときは、速やかに、その旨を区長に報告しなければならない。

・ 〔略〕

〔新設〕

〔同左〕

第17条 〔同左〕

別表

貸付金額	償還期間
100,000円以内	据置期間経過後10か月以内
100,000円を超え 200,000円以内	同 20か月以内
200,000円を超え 400,000円以内	同 30か月以内
400,000円を超え 600,000円以内	同 40か月以内
600,000円を超え 900,000円以内	同 50か月以内

別表

貸付金額	償還期間
100,000円以内	据置期間経過後10箇月以内
100,000円を超え 200,000円以内	同 20箇月以内
200,000円を超え 400,000円以内	同 30箇月以内
400,000円を超え 600,000円以内	同 40箇月以内
600,000円を超え 900,000円以内	同 50箇月以内

付 則

この条例は、公布の日から施行する。